

# ふるびら



■大きく、たくましく育て・・・町植樹祭が行われました。

10月31日、古平町営牧場内において、健全な森林づくりと生活環境の緑化を推進することを目的に、一般町民と林業関係者、漁業関係者等約100名が参加し、アカエゾマツ300本とマカバ200本を植樹しました。

今月の主な内容

- ◆まちのお金の使い方……………2 P
- ◆文化祭発表会……………5 P
- ◆アライグマ被害の実態……………11 P
- ◆カメラフラッシュ……………12 P

2011[平成23年]

12月号

No.433

# まちのお金の使い方

～平成22年度 一般会計・特別会計決算～



平成22年度の一般会計と特別会計の決算が10月31日からの3日間に開催された第3回町議会臨時会で審議のうえ、認定されました。町の会計には、一般会計のほか6つの特別会計がありますが、それぞれの会計の決算状況をお知らせいたします。

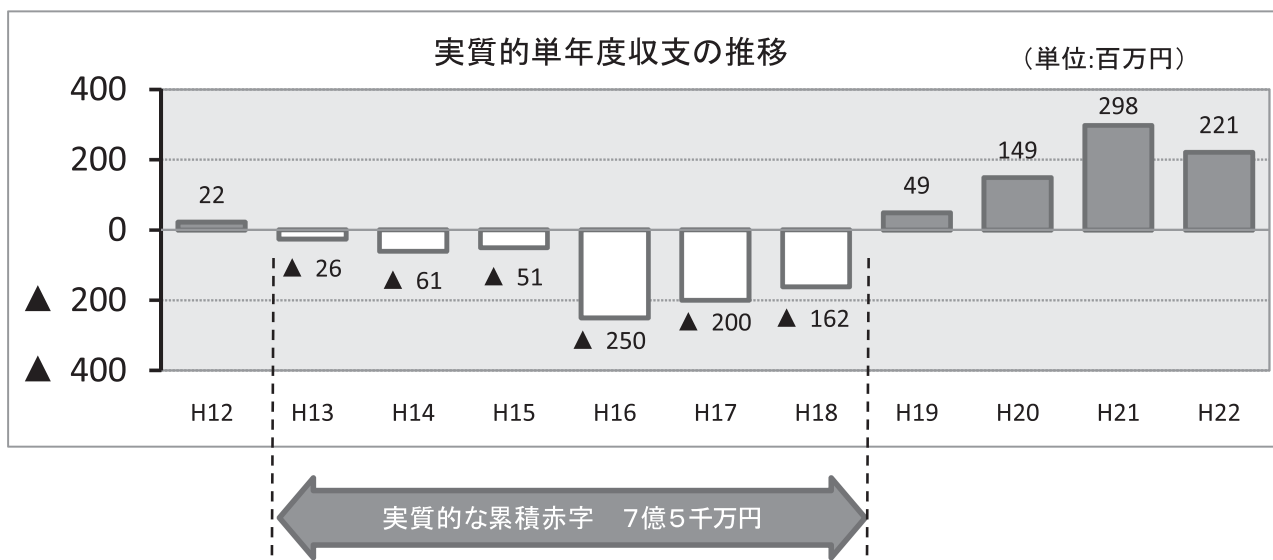
## 一般会計の決算状況

平成19年度から4年連続 実質的な黒字決算(221,377千円)

平成22年度決算においては、昨年度に続き、財源不足を補うための基金(貯金)取り崩しを行わず、221,377千円の実質的な黒字決算となりました。

これは、平成19年度に地方交付税の算定方法が見直されたこと、町行財政構造改革プランの効果が大きな要因となっています。

しかし、平成13年度から平成18年度決算までの間に実質的な赤字、財源不足額を補うために取り崩した基金の減少額は約7億5,000万円に達しています。



## 一時的に財政状況が改善した理由

### 1 国から交付されるお金「地方交付税」の一時的な増

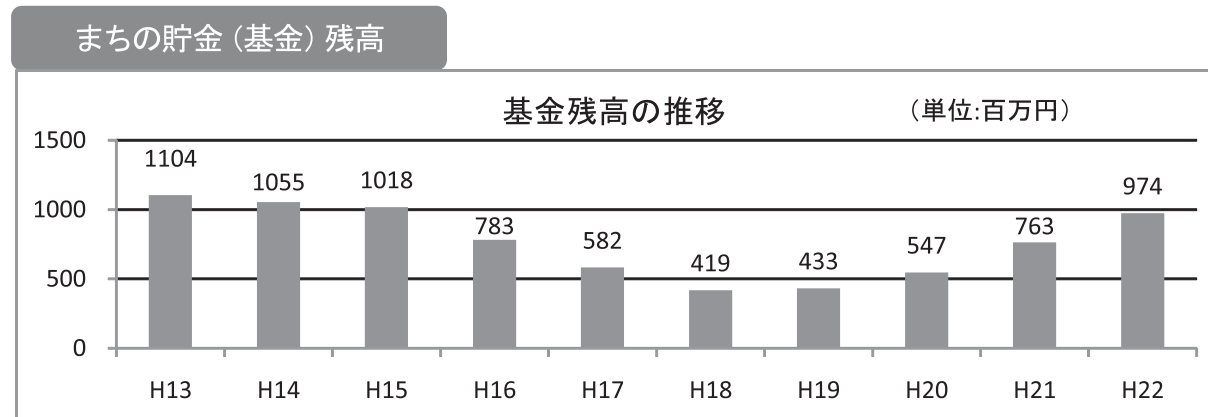
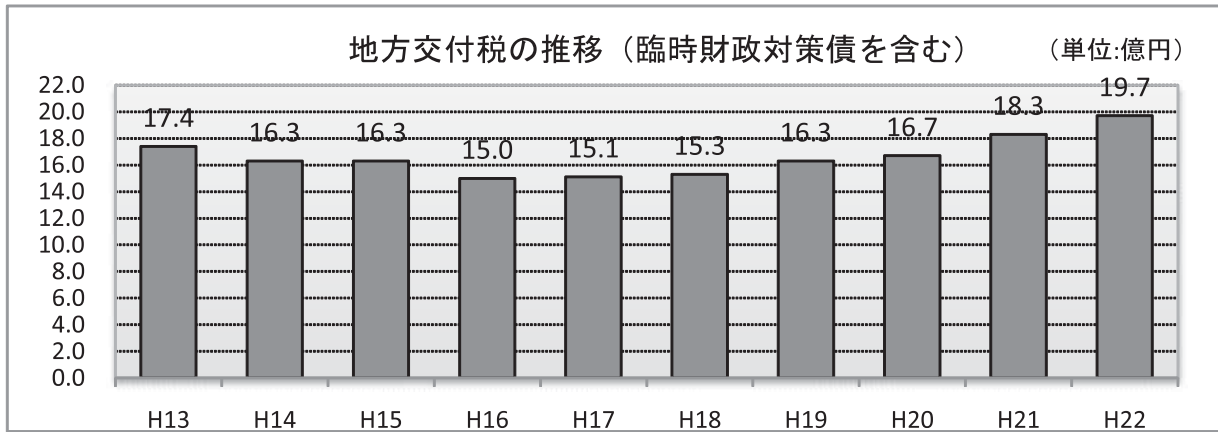
平成14年度から減り続けていた町の収入の約6割を占めている「地方交付税」が国の政策転換により、平成19年度より算定方法が見直され、平成22年度は国が平成21年度に引き続き別枠で1.1兆円を配分したことが増となった要因です。

※次ページのグラフ「地方交付税の推移」を御覧ください。

### 2 行財政構造改革プランの効果

平成19年度を実行初年度とした町行財政構造改革プランによる投資的経費の凍結、人件費の削減などにより平成22年度は約2億円の財政効果があり、一時的に財政状況が改善された。

※ しかしながら、本町の場合、地方交付税に大きく依存している状況は変わらないため、本質的な財政基盤の脆弱さは解消されたものではありません。



**歳入** **33億4,714万円**

費目	主な内容	H22決算額	対前年比
地方交付税	使い道を限定されずに「国」から交付されたお金	17億8,007万円	1億2,117万円
町税	皆さんからいただいた税金	2億3,651万円	△769万円
道支出金	特定の事業を行うために「道から」支出されたお金	1億6,286万円	△4,424万円
国庫支出金	特定の事業を行うために「国から」支出されたお金	3億4,288万円	△1億6,427万円
町債	国や銀行からの借金	4億4,666万円	2億5,920万円
譲与税・交付金	国税や道税を一定基準で「国や道から」町へ譲与されたお金	8,152万円	18万円
使用料・手数料等	公営住宅使用料・保育所負担金など	5,413万円	△1,016万円
繰入金	老人健康保険会計からの収入など	3,071万円	2,781万円
その他	繰越金、町有地貸付料などの財産収入、その他諸収入	2億1,180万円	3,744万円
合計		33億4,714万円	2億1,944万円

**歳出** **31億8,063万円**

費目	主な内容	H22決算額	対前年比
人件費	職員の給料、議員や各種委員の報酬	5億5,158万円	3,809万円
公債費	町が借りたお金(借金)の返済	4億0,834万円	△2,811万円
物件費	旅費や電気料、消耗品、備品購入などの消費的経費	3億3,767万円	△8万円
繰出金	特別会計の赤字を補てんするための支出など	4億2,692万円	8,127万円
補助費等	消防やごみ処理の一部事務組合負担金や補助金など	3億0,194万円	△7,513万円
扶助費	障害者自立支援や児童手当など	3億4,345万円	4,118万円
維持補修費	道路の除排雪、公共施設の維持管理経費	1億0,895万円	985万円
建設事業費	公共施設の整備などの投資的経費	4億6,007万円	1億2,555万円
その他	基金に積み立てる経費など	2億4,171万円	2,611万円
合計		31億8,063万円	2億1,873万円

## 特別会計の決算状況

町には一般会計のほか6つの特別会計があり、一般会計と財布を分けることで収支を明確に区分しています。

特別会計	歳入決算額		歳出決算額	差引額
		一般会計からの繰入金		
国民健康保険事業特別会計	2億9,416万円	1億6,778万円	3億1,958万円	△2,542万円
老人健康保険事業特別会計	172万円	0万円	146万円	26万円
後期高齢者医療特別会計	5,824万円	2,734万円	5,813万円	11万円
公共下水道事業特別会計	2億7,086万円	9,421万円	2億7,086万円	0
介護保険サービス事業特別会計	3,589万円	0万円	3,450万円	139万円
簡易水道事業特別会計	3億2,089万円	784万円	3億1,058万円	1,031万円

国民健康保険事業特別会計は、2,542万円の赤字決算、前年度と比較すると赤字額が7,356万円と大幅に減少しました。これは、累積赤字解消の一環で、一般会計からの繰入金を1億円増額した結果です。

平成20年度にスタートした後期高齢者医療特別会計は、11万円の黒字決算、老人保健特別会計26万円の黒字決算、介護保険サービス事業特別会計についても139万円の黒字決算となり、それぞれ翌年度へ繰越されました。

公共下水道事業特別会計は、一般会計からの赤字補てんで収支の均衡を図りました。また、平成22年度より特別会計となった簡易水道事業特別会計についても1,031万円の黒字決算となり翌年度へ繰越されました。

## 平成22年度 主な一般事務事業等

(1,000万円以上を掲載)

### 【総務課】

○消防・救急事業 1億5,593 万円

### 【民生課】

○重度心身障害者医療の助成 2,031 万円

○じん芥処理事業(ゴミの収集運搬等) 2,869 万円

○クリーンセンター運営費 1,190 万円

### 【保健福祉課】

○地域福祉センター管理運営事業 1,027 万円

○元気プラザ・生活支援ハウス運営事業 2,827 万円

○障害者自立支援事業 2億7,813 万円

○母子保健・成人保健・予防接種事業 1,481 万円

○地域福祉センター管理運営助成事業 1,027 万円

### 【産業課】

○温泉保養センター指定管理運営事業 1,257 万円

### 【建設水道課】

○町道除排雪事業 6,692 万円

○道路維持管理事業 1,276 万円

○公営住宅維持管理事業 1,240 万円

### 【教育委員会】

○海洋センター管理運営事業 1,411 万円

○学校給食センター運営事業 2,411 万円

### 【幼児センター】

○幼児センター運営事業 5,878 万円

# 古平町文化祭発表会&作品展示会

菊薫る芸術の秋、11月3日文化の日に古平町文化会館において、古平町文化団体連絡協議会（吉野浩次 会長 = 15団体）主催による文化祭発表会が開催され、加盟団体の会員による詩吟、舞踊、合唱、カラオケ、民謡、古中吹奏楽部などが次々とステージに立ち、華やかな舞台を繰り広げ、日頃の練習の成果を披露しました。

また、2階ロビーでは「秋桜の会」お茶会が催され、抹茶を味わいながら日本風情に浸っていました。午後には文化の振興、発展に寄与された方々に古平町文化団体連絡協議会表彰（文化賞・文化奨励賞）が授与されましたので受賞された方々をご紹介します。

10月27日からの5日間では文化祭作品展示会も催され、加盟団体及び愛好者が、この一年間取り組んできた書道、絵画、俳句、短歌、ちぎり絵、写真、盆栽など様々な分野の力作約477点が並びました。

## 【文化賞】

江城書の会（代表 三浦 愛子）

水荃会（代表 池田三千代）

～多年にわたり団体として、書道の普及・振興に尽力し、古平町文化の発展に寄与

花柳美乃多希会（代表 吉田ゆう子）

～多年にわたり団体として、舞踊の普及・振興に尽力し、古平町文化の発展に寄与

## 【文化奨励賞】

宮本 和斉 ○ 小平奈津枝

～多年にわたり文化祭作品展に数多くの作品を出展され、古平町文化の振興奨励に寄与



写真左から 文化賞 花柳美乃多希会（代表 吉田ゆう子）、江城書の会（代表 三浦愛子）、水荃会（代表 池田三千代）、文化奨励賞 小平奈津枝さん、宮本和斉さん



## みんな頑張った運動会！！



10月20日に海洋センターで子育て支援センターの運動会を行いました。運動会では、たくさんの応援の中、子ども達はママと一緒に競技に参加しました。応援席には、パパをはじめ、おじいちゃん、おばあちゃんも応援にきてくれて、子ども達は力いっぱいの勇姿を見せてくれました。また、親子船などのママと一緒に参加する競技では、みんな楽しそうに参加していました。

カメラを片手に我が子を追いかけていたお父さん、お母さんは少し疲れたかもしれませんが、我が子の成長した姿が見れた喜びも大きかったと思います。

27組の親子が参加したよ！



## ママたちのアロマキャンドル作り



子育て支援センターでは、10月25日にアロマキャンドル作りをしました。今回は、10組の親子が参加して、心と身体を癒してくれるアロマオイルを使った手作りキャンドルや入浴剤、ルームミストを作りました。

ママ達は少しの時間を子ども達と離れ、難しそうでも意外と簡単なアロマグッズ作りを通して楽しく交流できました。子ども達もママと離れて少し寂しいけど、仲良く遊んで過ごし、ママが戻ってきた時には、子ども達はみんな再会のうれしさで涙いっぱいになっていました。

今後もお菓子作り等も予定していますので、たくさんの参加をお待ちしています！！



子育て支援センター(担当：土谷)：電話42-4151

## バンビの会



保健福祉課健康推進係  
電話：42-2182

10月24日に、今年度第2回目の「バンビの会」を行いました。「バンビの会」は、平成23年度に出産される方達の交流会です。今回は、3組の親子が参加して、赤ちゃん遊びをテーマに、赤ちゃんとの関わり方を通して交流をしました。

ママが自然な笑顔、幸せな気持ちでいることが、赤ちゃんにとって一番の幸せと安心になります。逆に、ママの表情が暗かったり、落ち込んでいると、赤ちゃんは不安になります。赤ちゃん・子どもは常にママが悲しんでいないか、嬉しそうにしているかを気にしているのです。「赤ちゃんがなかなか泣き止まない」という時は、一度ママの表情や心が疲れていないかを思い返してみましょう。

次回は、2月にベビーマッサージを予定しています。

ぜひご参加ください。

# 情報との出会い

## 【自衛官を募集します】

陸上自衛隊高等工科学校生徒  
(一般・推薦)を募集します。  
細部応募資格等については、次ま  
でお問い合わせください。

### 問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部  
(小樽市稲穂2 22 4 小樽地域事務所  
樽石ビル2階)  
☎0134 22 5521

## 【俱知安保健所 女性の健康サ ポートセンターのお知らせ】

俱知安保健所女性の健康サポート  
センターでは、女性固有の悩みや思  
春期の性感染症など、女性の健康上  
の幅広い相談に応じます。お気軽に  
ご利用ください。

### 女性の健康相談日

保健師の面接による相談を行いま  
す。相談日の1週間前までに女性の  
健康相談ダイヤルにて申し込んでく  
ださい。

### 相談日

平成23年12月20日(火)  
平成24年1月17日(火)  
(午後1時30分～午後4時)

## 女性の健康相談ダイヤル

☎0136 23 1958  
(月)～金 9時から5時まで)

## 【戦後強制抑留者の皆様へ】

シベリア戦後強制抑留者に対する  
特別給付金を支給しています。

### 対象者

旧ソ連邦又はモンゴル国  
の地域における戦後強制抑留者で、  
平成22年6月16日に日本国籍を有す  
るご存命の方です。

請求受付期間は：平成24年3月31  
日までです。

請求書をお持ちでない方：当基金  
より請求書をお送りしていただきますので、  
至急、当基金までお電話ください。  
既に特別給付金を支給された方は、  
再度の請求はできません。

### 連絡・問い合わせ先

独立行政法人  
平和祈念事業特別基金  
事業部特別給付金認定担当  
☎0570 059 204  
(ナビダイヤル)  
☎03 5860 2748  
(IP電話、PHS)

### 受付時間

平日 午前9時～午後6時  
(土曜・日曜、祝日はご利用いた  
できません)

## 【12月10日、16日は、 北朝鮮人権侵害問題啓発週間】

北朝鮮当局による人権侵害問題に  
関する国民の認識を深めると共に、  
国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局  
による人権侵害問題の実態を解明し、  
その抑止を図ることを目的として、  
平成18年に、「拉致問題その他北朝  
鮮当局による人権侵害問題への対処  
に関する法律」が施行され、国及び  
地方公共団体の責務等が定められ、  
毎年12月10日～16日までを「北朝鮮  
人権侵害問題啓発週間」とすること  
とされました。

拉致問題の解決を始めとする北朝  
鮮当局による人権侵害問題への対処  
が国際社会を挙げて取り組むべき課  
題とされる中、この問題についての  
関心と認識を深めていくことが大切  
です。

法務省・外務省・警察庁

## 【「北のめぐみ愛食応援団」 を募集しています】

近年食品輸入の増加などの厳しい  
環境の中で、北海道の農林水産業の  
安定的な発展を図るためには、道民  
の皆さんが農林水産業や地元食材に  
対する理解と愛着を高めるとともに  
道内消費の拡大を高めていくことが  
重要となっています。このため北海

道では、「地産地消」「食育」「ス  
ローフーズ運動」の食に関する取り  
組みを推進する「愛食運動」を実践  
的に行い、運動の普及に取り組んで  
いただく「北のめぐみ愛食応援団事  
業」を展開していきます。

北海道の食を応援しませんか？  
「愛食運動」の輪をよりいっそう広  
げていくため、「地産地消」「食  
育」などの活動を実践していただく、  
道内の企業や団体及び3名以上のグ  
ループを募集します。「愛食応援  
団」の取り組みは道のホームページ  
などで広くご紹介しますので、ぜひ  
登録してください。

### 申請先

後志総合振興局産業振興部農務課  
電話0136 23 1406  
FAX0136 23 0230



広報統計係にも申請書がありますが、  
数に限りがありますのでお早めに...

# ペットを飼われている方へ

## 10/1から飼養衛生管理基準が変わりました

ペットとして次の動物を飼われている方は年1回、飼養状況等を報告することとなりました。該当する方は、パンフレット等をお送りしますので、役場産業課または後志家畜保健衛生所へ連絡願います。



**対象動物**：牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚（ミニブタを含む）、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、馬（ミニチュアホースを含む）

平成22年4月、宮崎県で家畜の悪性伝染病である口蹄疫が流行しました。また平成22年から23年にかけての冬期間、高病原性鳥インフルエンザが西日本を中心に流行し、それぞれ大きな被害をもたらしました。このような事態を受け、家畜伝染病予防法が大幅に改正され、畜産農家を始め関係機関は口蹄疫等の疾病発生防止に努めています。ペットとして飼われている上述の対象動物も、家畜同様に口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザに罹る恐れがあり、家畜伝染病予防法の対象となりますので、次の飼養衛生管理基準の遵守について御協力をお願いします。

### ○飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法第12条の3、4、5、6）

主な項目は次のとおりです。

- 1 飼養衛生管理区域の設定と病原体持ち込み防止  
飼養衛生管理区域として動物を飼育している場所とその他の区域（家など）との境界を明確に示し、飼養管理区域内への関係者以外立入禁止、立ち入る車や靴の消毒
- 2 異状が確認された場合の早期通報、移動の停止
- 3 埋却地等の準備（馬を除く）
- 4 衛生管理区域内に立ち上がった人等を記録し、1年以上保存
- 5 年1回の飼養状況等の報告
- 6 飼養衛生管理基準に違反すると指導、勧告、命令を経て、それでも改善されない場合、次のとおり罰則規定  
1～4 30万円以下の罰金  
5 10万円以下の過料

なお、特殊な例としてミニブタ等を室内で飼育している場合は、1の飼養衛生管理区域の設定は無理ですので、なるべく部外者との接触を避けるような飼養方法をとってください。



家畜伝染病予防法

家畜の伝染性疾病の発生の予防とまん延の防止により畜産の振興を図ることを目的とした法律

不明な点は家畜保健衛生所（☎0136-22-2010）

または役場産業課農政係（☎42-2181 内線47、53 担当：井沼、中村）



# 里親制度のご案内

～温かい家庭を子どもたちに～

里親とは、親の病気や離婚などさまざまな事情によって、温かい家庭のぬくもりを求めているお子さんを自分の家庭に迎え入れ、愛情とまごころをこめて養育してくださる方です。里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方にお子さんの養育をお願いする制度です。

## 【里親の種類】

里親には4種類あります。

### ① 養育里親

保護者のいない児童又は保護者に看護されることが不適当であると認められる児童（要保護児童）

### ② 専門里親

児童虐待などの行為により心身に有害な影響を受けた児童など、特に支援が必要な児童を養育する里親

### ③ 養子縁組希望里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親

### ④ 親族里親

要保護児童の両親等が死亡、行方不明又は拘禁等のため、三親等内の親族が養育する里親

## 【里親になるための条件】

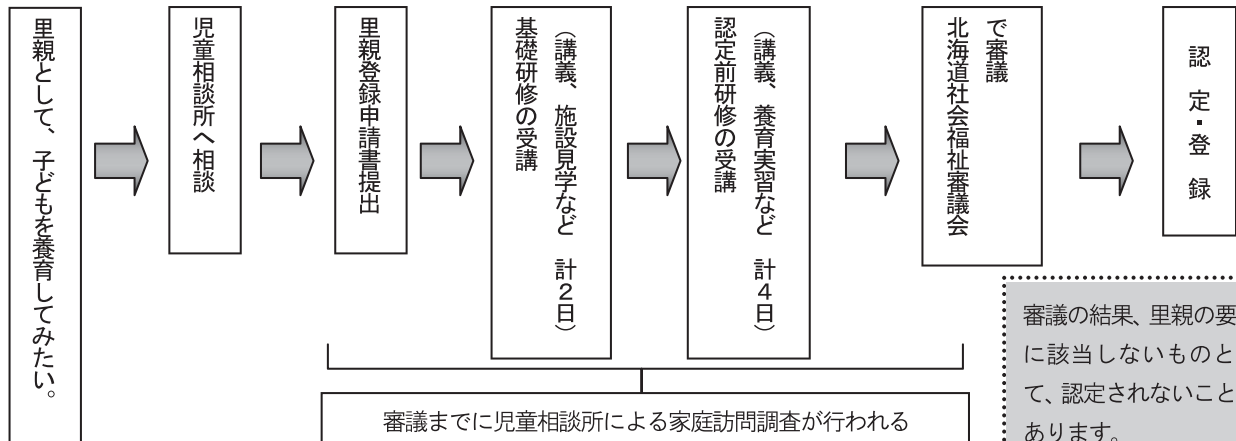
里親になるために、特別な資格は必要なく、ただし、次の要件を満たしていなければなりません。

- ① 経済的に困窮していないこと
- ② 本人又はその同居人が欠格事由に該当しないこと
- ③ 道が行う所定の研修を修了したこと

また、専門里親になるためには、上記に加えて別途要件が設けてあります。このほかにも、里親には児童の養育に関して守るべき基準が設けられています。欠格事由や守るべき基準など、詳しくは最寄りの児童相談所までお尋ねください。

## 【里親登録までの流れ】

里親登録されるまでには、原則として以下のような手続きになります。



※ 研修の受講申し込みや里親登録申請の窓口は、最寄りの児童相談所になります。

## 【子どもの委託】

児童相談所は、子どもの状況等を踏まえ、登録した里親の中から委託先の候補を選び、子どもとの交流後、正式に子どもの養育を委託します。

### 1 委託の検討

児童相談所が、里親への委託が可能な子どもに相応しい里親との組み合わせを検討します。

### 2 委託の打診

児童相談所から委託候補の子ども状況などについて説明がある。

### 4 外出・外泊

子どもが里親との時間に不安を感じなくなった段階で、子どもとの外出や外泊を行います。

### 3 面会

打診された里親は、委託候補の子どもがいる施設等に行って、子どもと面会を重ねます。

### 5 委託

外泊等を重ね、里親と子どもとの関係に問題がない場合、正式に委託します。

### 6 委託解除

家庭引き取り、満年齢18歳、養子縁組成立などの理由により、委託が解除となります。

## 【里親手当等の支給】

子どもの養育をすることとなった場合、下表のとおり里親手当や生活費が支給されます。この他にも、教育費や医療費などが公費により支給されます。

里親手当	養育里親	72,000 円(月額)
	専門里親	123,000 円(月額)
	養子縁組希望里親・ 親族里親	0 円(月額)
	生活費	
	乳児	54,980 円(月額)
	乳児以外	47,680 円(月額)

審議の結果、里親の要件に該当しないものとして、認定されないこともあります。

# 「大雪災害への備え」

大雪は、上空に寒気が入り季節風が強まる時と北海道付近を低気圧が通過する時に発生します。また、石狩湾付近に暴風を伴う小さな低気圧が発生することがあり、この低気圧が通過する時は局地的に猛烈なふぶきとなります。

大雪や暴風雪による災害は、大雪やふぶき、なだれによる道路の通行止めや鉄道・航空機の運休などの他、湿り雪の場合は、電線着雪による停電、ビニールハウス倒壊や果樹の枝折れといった被害も発生します。

## 大雪による災害に備えて、次のことに留意してください。

雪の降り方は場所によって大きく違う

- ・季節風が強い時は、雪雲は筋状となります。今いる場所が晴れていても、少し離れた場所では大雪・ふぶきとなっている場合があります。

天気の急変に注意

- ・低気圧の通過や風向の変化で、天気が急変し、猛ふぶきになる場合があります。

気象情報を有効に利用する

- ・大雪による重大な災害が予想された市町村には、「大雪警報」が発表されます。
- ・猛ふぶきが予想された市町村には、「暴風雪警報」が発表されます。

除雪作業時の注意

- ・屋根の雪降ろし中の事故が毎年発生しています。命綱を付けたり、一人で作業しないなどして事故を防ぎましょう。また、屋根からの落雪にも注意しましょう。

問い合わせ先 札幌管区气象台天気相談所 電話：(011) 611-0170

## 長きにわたり各種統計調査に携わってこられた方へ

池田三千代さん

統計功績者表彰（統計調査員表彰）

北海道知事感謝状（北海道統計功労者20年級）

斉藤 昌子さん

北海道知事感謝状（北海道統計功労者10年級）

このたび、永きにわたり各種統計調査に携わってこられた池田三千代さん（62歳〓浜町）が、その功績を称えられ、総務大臣より統計功績者表彰を、そして北海道知事より統計功労者として感謝状が贈られ、また、斉藤昌子さん（51歳〓港町）に北海道知事より統計功労者として感謝状が贈られました。

池田さんは、平成2年に統計調査に初めて従事されてから約20年もの永きにわたり、国勢調査調査員及び国勢調査指導員をはじめとした各種統計調査に従事され、確実な調査と的確な指示で他の調査員の模範ともなっており、今回その功績が認められたものです。

現在は古平町統計調査員協議会の会長として統計業務の推進と統計調査員の資質の向上に尽力されています。

また、斉藤さんは昭和60年に初めて統計調査に従事され、主に国勢調



査の調査員として10年もの永きにわたり統計調査の推進に貢献されてきたことが認められたものです。

その伝達式が11月4日、町長室で行われ、町長の「これから是非頑張ってください」と激励の言葉に、池田さんも「これも地域の皆さんの統計に対するご理解があつてこそ、これを励みに、これからも調査員として頑張っていきます。」と感謝の言葉を述べられました。

# 古平町におけるアライグマ被害の実態

## 《北海道・古平町の現状》

北海道においては、外来種であるアライグマが野生化し、道内各地で目撃され、道央圏を中心に被害が拡大されてきています。また、釧路湿原や世界遺産の知床など重要な自然地域においても生息が確認されており、野鳥の卵や在来種のザリガニなど節足動物を捕食するなど生態系への影響などが心配されています。

アライグマは繁殖能力が強く、生息域は年々拡大しており、現状をこのまま放置しておくとならぬと取り返しのつかない事態が想定されます。

古平町においては平成14年2月に古平川でカニを捕食しているアライグマが初めて町民によって目撃されており、その後、農作物被害が年々増加し、平成14年以前からアライグマが定着し、現在でもかなりの広範囲にわたり生息域が広がっているものと思われます。

## 《町の対応》

そのようなことから、古平町では、アライグマの野外からの完全排除を長期的な目標に、被害の低減化及び生息域の拡大を防止し、侵入及び定着の防止を図るため平成22年7月以降、アライグマの集中防除を実施しています。

防除の実施地域として、被害が報告されていた畑地区を中心に実施しましたが、沖町では予想以上に生息が確認され、農作物被害が多発し、深刻な状況となっていました。また、被害が報告されていない西部地区については、防除は実施しておりませんが、年々被害が拡大していることを考えると、今後、調査が必要と考えます。

## 《アライグマの住家》

沖町においての防除では、イチゴ畑に隣接する廃屋付近で多数捕獲した経緯から、多くの廃屋が絶好の住家となっていると考えられます。

## 《今後は...》

被害を最小限に食い止めるには、捕獲数を増やし、生息密度の低減を図っていくことが最善策と考え、箱わな数及び設置日数を増やし、長期間にわたり防除を毎年継続して実施していく必要があります。

アライグマを見つけた場合は、餌付け等を行わず、

役場産業課（☎42-2181）まで連絡をお願いします。

### 古平町におけるアライグマ捕獲数 (集中防除と従事者捕獲によるもの)

平成19年度	4頭
平成20年度	6頭
平成21年度	13頭
平成22年度	35頭
平成23年度	33頭 (平成23年10月末)



↑ 古平町において捕獲されたアライグマ





10/21  
(金)

## 漁師さんが中学校で出前授業

漁協青年部の現役の漁師さんが地元の漁業について知ってもらおうと中学校で「出前授業」が行われました。

この日は柏木和美部長と茂木一副部長が講師となり、1年生18人を前に、カレイ刺し網漁やエビかご漁の様子を収めたDVDを見ながら説明し、実際の漁具に触れてもらったり、ロープの結び方等の授業を行ないました。

また鮮度抜群の甘エビの皮むき体験も行われました。むいたエビはどこへ・・・？



10/22  
(土)

## 古中吹奏楽部 定期演奏会

古平中学校の吹奏楽部（部員12名）による第37回定期演奏会が同校体育館で開催されました。

演奏会は3部構成で、「威風堂々」第1番（E・エルガー作曲）を皮切りに、一度は耳にしたことのある「四季」より春（A・ヴィヴァルディー作曲）などを演奏、第2部では楽器ごとのソロ演奏、第3部では「トトロ」ファンタジー（久石 譲作曲）、ラストは「ありがとう」（水野良樹作曲）で締めくくられました。

部員一人一人が醸し出す素晴らしい最高の音色は、視聴に訪れた多くの町民を魅了し、会場からは惜しみない心温まる拍手が送られました。

これからも益々練習に精を出し、銅より銀、銀より金を目指して頑張ってください。





10/23  
(日)

# 古平小学校学芸会 … 現校舎で最後の学芸会

現在の校舎では最後となる古平小学校学芸会が行われました。今年のテーマ「最後の校舎で感動できる学芸会にしよう」を掲げ、1年生から6年生までの子どもたち106名は、この日のために練習してきた成果を見てもらおうと、それぞれの演目に一生懸命取り組んでいました。1年生によるあいさつ「はじめのことば」から始まり、全学年による合唱、学年ごとの音楽、劇、歌が披露され、最後は、来年、中学生になる6年生による「終わりのことば」で締めくくられました。あっという間に時間が過ぎてしまい、来年は新校舎での学芸会となり、期待感でいっぱいですが、あの日、中庭の噴水のある池でゲンゴロウを捕ったこと、グラウンドで殿さまバツタを追いかけたこと…なつかしい記憶が蘇ってきました。



↑ 全学年による合唱の出番待ち

全学年による合唱は圧巻でした→



控室で緊張する1年生 ↑

伝統を守る...「たらつりおどり」 ↓



← 劇のセリフも完ぺきや



舞台裏はというと...  
そりゃてんやわんやの大騒ぎさ→



# いきいき・ほのぼの文芸

## 古平町岬短歌会



よく晴れし当丸峠に紅葉を彼方に光る海を眺むる  
 肩よせて合掌をする息子ら家族系の成長まぶしく観ゆる  
 道端の木の葉の色も変り来て深まる秋の風は冷んやり  
 父親の五十年忌に来しうから思ひ出尽きつも一泊す  
 少しづつ紅葉すすみ秋深し雲の流れも風の匂ひも  
 友よりの色とりどりの夏菊を株分けて植ゑ新芽を待ちぬ  
 なつかしき五十年ぶりの同級生尽きぬ話に時を忘るる

泉 清三  
 金子 寿子  
 坂本 信子  
 鈴木 時子  
 田中 香苗  
 寺田 カツ子  
 仲谷 喜美能

## 古平俳句会 越野清治選

秋出水石狩灣へ突き刺さり 一粒の雨に弾みし作り菊  
 斉藤 波留 室谷 弘子  
 子の漬くる大根切り口さまさまに 村祭社の空の明るかり  
 山口 悦子 山口 さとし  
 敬老会心支度よまだ女 大和田 絵伊  
 晩年の一ト日は長し紅葉冷 高橋 重子  
 晴間みて手早く秋の仕末終へ 秋の波畳み来るほどとはならず  
 仲谷 比呂古 秋波や日毎に変わる山の景  
 冬近く道行く人の背は丸し 珊瑚草色褪せるとも珊瑚草

■選者 吟■

渡辺 嘉之

## 町長室から 雑感

今年も残り少なくなってきた  
 …… やがて迎える厳しい冬に被災  
 地東北は大丈夫なんだろうか？  
 …… そんな心配が頭をよぎる。  
 報道される範囲でしか分らない  
 いが、地域によって復興や対策の  
 濃淡・差異が現れてきているよう  
 に感ずる。それにしても毎年、生  
 きている地球・気まぐれな地球を  
 実感しながら生きているが、大き  
 な地殻変動による地震が特大の津  
 波を引き起こし、未曾有の大災害  
 となった東北大震災、最近ではト  
 ルコ地震も発生している。  
 また異常気象では紀伊半島を  
 襲った記録的な豪雨による山の深  
 層崩壊、更にはタイの地形が禍い  
 して一向に水が引かないという大  
 雨洪水など、これまでの常識を超  
 えた災害に度肝を抜かれた年だっ  
 た。

部品製造業の盛んな東北、日本  
 の製造企業が進出して一大工業団  
 地を形成しているタイのこと、改  
 めて災害で知らされたが、その影  
 響に計り知れないものを感じてい  
 る今日この頃である。

古平町長 本間 順司

ご寄付いただき誠に  
ありがとうございます(敬称略)

現金  
 100,000円  
 原田 隆(横浜市)  
 100,000円  
 丹後 齊法(札幌市)  
 10,000円  
 永橋 昌幸(積丹町)

### ご冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
丹後 清市さん	69歳	10・5	沢江町
高橋 良子さん	84歳	10・6	港町
須貝 静さん	92歳	10・11	御崎町
木村 一さん	83歳	10・19	港町
四方ユキエさん	91歳	10・20	浜1
鈴木 ユウさん	79歳	10・26	本陣町
永橋 幸吉さん	79歳	10・26	浜3
白岩 實さん	96歳	10・31	入船町



### 町の人口と世帯数

	前月比
人口 3,695人	(-10)
男 1,737人	(-5)
女 1,958人	(-5)
世帯数 1,935世帯	(-3)

(平成23年10月末日現在住民基本台帳人口)